

政省令等の改正案の概要

本概要は、本年11月6日から12月5日までパブリックコメントに付したものです。
本概要でお示した内容は、今後、政府部内における審査等によって変わる
可能性があります。

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案』 概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行期日は、平成二十六年四月一日とする。

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案』 概要

本則

1. 厚生年金基金令の廃止

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）は、廃止する。

2. 確定給付企業年金法施行令の一部改正

- (1) 平成二十五年改正法第二条における確定給付企業年金法（平成十三年六月十五日法律第五十号）の改正に伴い、確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）について所要の規定の整備を行う。
- (2) 平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法の規定に基づく企業年金連合会について所要の規定の整備を行う。

3. その他関係政令の一部改正

その他関係政令について、所要の規定の整備を行う。

附則

この政令の施行日は、平成二十六年四月一日とする。

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案』 概要

目次

- 第一章 総則
- 第二章 存続厚生年金基金に関する経過措置
- 第三章 存続連合会等に関する経過措置
- 第四章 その他の経過措置

本文

1. 総則

(1) 趣旨

- ① この政令は、平成二十五年改正法の施行に伴い、存続厚生年金基金が解散する場合の特例に関する要件等に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(2) 用語の定義

- ① この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 改正前厚生年金保険法、改正後厚生年金保険法、改正前確定給付企業年金法若しくは改正後確定給付企業年金法、改正前確定拠出年金法、改正後確定拠出年金法若しくは改正前保険業法又は旧厚生年金基金、存続厚生年金基金、厚生年金基金、存続連合会、確定給付企業年金若しくは連合会 それぞれ平成二十五年改正法附則第三条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで又は第十号から第十五号までに規定する改正前厚生年金保険法、改正後厚生年金保険法、改正前確定給付企業年金法若しくは改正後確定給付企業年金法、改正前確定拠出年金法、改正後確定拠出年金法若しくは改正前保険業法又は旧厚生年金基金、存続厚生年金基金、厚生年金基金、存続連合会、確定給付企業年金若しくは連合会をいう。
 - 二 廃止前厚生年金基金令 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（以下「整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。
 - 三 改正前確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。
 - 四 改正後確定給付企業年金法施行令 整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

2. 存続厚生年金基金に関する経過措置

(1) 存続厚生年金基金に関する技術的読み替え等

- ① 存続厚生年金基金について、改正前厚生年金保険法、改正前確定給付企業年金法について必要な技術的読み替えを行う。
- ② 存続厚生年金基金について、必要な廃止前厚生年金基金令、改正前確定給付企業年金法施行令及び改正前確定拠出年金法施行令の諸規定を施行日以後も効力を有するものとした上で技術的読み替えを行う。
- ③ その他所要の規定について必要な技術的読み替え等を行う。

(2) 確定拠出年金を実施する場合における残余財産の移換の要件

- ① 廃止前厚生年金基金令第四十一条の五の規定は、同条第三号の規定を除き、施行日以後も効力を有するものとした上で技術的読み替えを行う。

(3) 確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換の申出

- ① 改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第一項の規定による中途脱退者に係る脱退一時金相当額(改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。)の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までに限って行うことができることとする。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでないものとする。
- ② ①のただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができることとする。

(4) 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法

- ① 平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金の額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。
 - 一 存続厚生年金基金が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして当該存続厚生年金基金が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該存続厚生年金基金が解散したことにより増加する額に相当する額
 - 二 平成十一年十月一日から存続厚生年金基金が解散した日までの期間に係る代行給付(改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。以下同じ。)に要する費用に係る収入に相当する額
 - 三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額
- ② ①の第一号に掲げる増加する額に相当する額の算定に係る責任準備金の予定利率は、年五分五厘とする。

- ③ ①の第二号に掲げる収入に相当する額及び①の第三号に掲げる支出に相当する額の算定に係る利子の利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

(5) 前納する額の基準

- ① 平成二十五年改正法附則第十条第二項の政令で定める基準は、平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の額から当該前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。

(6) 前納責任準備金相当額の還付

- ① 政府は、平成二十五年改正法附則第十条第一項の規定により責任準備金相当額の全部又は一部が前納された場合であつて、当該前納された額が同法附則第八条及び改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定により政府が徴収することとなった責任準備金相当額を上回った場合には、その差額を改正前厚生年金保険法第百四十六条の二の規定によりなお存続するものとみなされた当該前納した存続厚生年金基金（当該存続厚生年金基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定により消滅した場合にあつては、同項の規定により当該存続厚生年金基金の権利義務を承継した基金）に還付するものとする。

(7) 自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件

- ① 平成二十五年改正法附則第十一条第五項及び第十二条第七項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
- 一 平成二十五年改正法附則第十一条第一項又は第十二条第一項の申請をした日（以下この号において「申請日」という。）の属する月前二年間において廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申請日の属する月前二年間の当該自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額（当該自主解散型基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ改正前厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
- 二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(8) 自主解散型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額

- ① 平成二十五年改正法附則第十一条第七項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。
- 一 自主解散型基金が設立された日から当該自主解散型基金が解散した日までの期間に係る代行給付に要する費用に係る収入に相当する額
 - 二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額
- ② ①の第一号に掲げる収入に相当する額及び①の第二号に掲げる支出に相当する額の計算の基礎となる利子の利率は、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績等を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

(9) 自主解散型納付計画の承認に係る認定の要件

- ① 平成二十五年改正法附則第十二条第八項の政令で定める要件は、(7) ①各号に掲げる要件に加えて、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
- 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
 - イ 平成二十五年改正法附則第十二条第一項の申請をした日（以下この号において「申請日」という。）の属する月前二年間において廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申請日の属する月前二年間の当該自主解散型基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する部分を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額額の総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
 - ロ 年金たる給付の減額その他年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用をできる限り抑制していると認められること。
 - ハ 当該自主解散型基金の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該自主解散型基金に係る年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を満たすために必要な措置を講じていること。
 - 二 当該自主解散型基金の年金給付等積立金の額が、改正前厚生年金保険法第百四十五条第二項の認可をすることが見込まれる日までに、当該自主解散型基金の設立事業所に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

(10) 納付計画の提出の特例

- ① 自主解散型基金及びその設立事業所の事業主が平成二十五年改正法附則第十二条第一項の規定により納付計画の提出をしようとする場合であって、当該事業主のうち自らが納付すべき責任準備金相当額を当該自主解散型基金が納付すべき責任準備金相当額と併せて国に納付することが適切であると認められる場合は、当該自主解散型基金は、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額に当該事業主が納付すべき責任準備金相当額を加算して納付計画を作成し、厚生労働大臣に提出することができる。
- ② ①の場合において、当該自主解散型基金は、改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散するときは、規約で定めるところにより、前項の規定により当該自主解散型基金の納付すべき額に加算された当該事業主が納付すべき額に相当する額を、当該事業主から徴収する。
- ③ その他①の場合において必要な技術的読み替え等を行う。

(11) 納付計画の承認を取り消された事業主からの徴収の特例

- ① 納付計画が取り消された場合における納付すべき額の残余额の徴収方法について所要の規定の整備を行う。

(12) 清算型基金の指定の要件

- ① 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の政令で定める率は、〇・八とする。
- ② 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の規定による指定の日（以下この号及び③の第一号において「指定日」という。）の属する事業年度の前事業年度（当該指定日が当該指定日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、指定日の属する事業年度の前々事業年度。以下この号において同じ。）における年金たる給付及び一時金たる給付に要した費用の額が当該指定日の属する事業年度の前事業年度における掛金及び徴収金による収入の額を上回っていること又は平成八年四月一日から当該指定日までの間に当該存続厚生年金基金の改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回ったことがあること若しくは当該存続厚生年金基金が設立された日から平成八年三月三十一日までの間に改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回ったことがあると認められること。

二 当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（当該存続厚生年金基金の加入員を除く。）の数が当該存続厚生年金基金の加入員の数を上回っていること。

③ 平成二十五年改正法附則第十九条第一項の業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 指定日の属する月前二年間において廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は指定日の属する月前二年間の当該存続厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(13) 清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件

① 平成二十五年改正法附則第二十条第二項及び第二十一条第六項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十五年改正法附則第二十条第一項又は第二十一条第一項の申請をした日（以下この号において「申請日」という。）の属する月前二年間において廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申請日の属する月前二年間の当該清算型基金の加入員の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十一年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

(14) 清算型納付計画の承認に係る認定の要件

- ① 平成二十五年改正法附則第二十一条第七項の政令で定める要件は、(13) ①各号に掲げる要件に加えて、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
 - 一 次のイからハまでのうち二以上に該当するものであること。
 - イ 平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の申請をした日（以下この号において「申請日」という。）の属する月前二年間において廃止前厚生年金基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申請日の属する月前二年間の当該清算型基金の加入員の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する部分を除く。）の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成二十三年度における全ての厚生年金基金の加入員の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額（免除保険料額に相当する額を除く。）の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。
 - ロ 年金たる給付の減額その他年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用をできる限り抑制していると認められること。
 - ハ 当該清算型基金の業務の運営に要する費用を抑制するために必要な措置その他当該清算型基金に係る年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を満たすために必要な措置を講じていること。
 - 二 当該清算型基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第十九条第七項の承認を受けることが見込まれる日までに、当該清算型基金の設立事業所に係る掛金の増加によって責任準備金相当額を上回ることが困難であると見込まれること。

(15) 納付計画の提出の特例

- ① 清算型基金及びその設立事業所の事業主が平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の規定により納付計画の提出をしようとする場合であって、当該事業主のうち自らが納付すべき責任準備金相当額を当該自主解散型基金が納付すべき責任準備金相当額と併せて国に納付することが適切であると認められる場合は、当該自主解散型基金は、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額に当該事業主が納付すべき責任準備金相当額を加算して納付計画を作成し、厚生労働大臣に提出することができる。
- ② ①の場合において、当該清算型基金は、改正前厚生年金保険法第四百五条第一項第一号又は第二号の規定により解散するときは、規約で定めるところにより、前項の規定により当該清算型基金の納付すべき額に加算された当該事業主が納付すべき額に相当する額を、当該事業主から徴収する。
- ③ その他①の場合において必要な技術的読み替え等を行う。

(16) 責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例

- ① 平成二十五年改正法附則第十一条第五項、第十二条第七項、第二十条第二項又は第二十一条第六項の認定を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）となっているとき、又は実施事業所となる場合における当該存続厚生年金基金の加入員であった者に係る特例を設ける。

(17) 自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例等の要件の特例

- ① 施行日から起算して一年を超えない期間内において、平成二十五年改正法の施行の際現に東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に主たる事務所が所在する存続厚生年金基金から平成二十五年改正法附則第十一条第一項若しくは第二十条第一項の認定の申請又は第十二条第一項若しくは第二十一条第一項の承認の申請があった場合における（7）、（9）、（13）及び（14）の適用については、（7）①及び（13）①中「いずれにも」とあるのは「いずれかに」と、（9）①の第一号及び（14）①の第一号中「二以上に」とあるのは「いずれかに」とする。

(18) 存続厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する技術的読替え

- ① 平成二十五年改正法附則第九条、第十八条及び第二十五条の規定により、存続厚生年金基金、自主解散型基金及び清算型基金が改正前確定給付企業年金法第百十四条の規定を準用して物納する場合は、同条の規定により解散厚生年金基金等が物納する場合と同様の取扱いとなるよう、改正前確定給付企業年金法施行令の規定の準用及び技術的読み替え等を行う。

(19) 平成二十五年改正法附則第三十三条第一項第二号ロの政令で定める期間

- ① 平成二十五年改正法附則第三十三条第一項第二号ロの政令で定める期間は、廃止前厚生年金基金令第二十四条及び第四十一条の三の五第二項に規定する期間、改正前確定給付企業年金法施行令第八十八条の三第一項各号に掲げる期間並びに廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項に規定する期間とする。

(20) 解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付にかかる規定の整備

- ① 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の政令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲受事業主」という。）が、吸収分割又は事業の全部若しくは一部の譲受けにより、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主からその事業の全部又は一部を承継した場合であって、譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等（規約型企業年金（改正後確定給付企業年金法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。）の事業主及び企業年金基金（同法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。）をいう。）が、当該存続厚生年金基金の設立事業所に使用される者であって当該承継された事業の全部又は一部に主として従事していたものとして厚生労働省令で定めるものの当該存続厚生年金基金に係る残余財産の交付を受ける場合
 - 二 存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金の加入員の一部（以下この号において「一部移転加入員」という。）に係る残余財産の交付を当該確定給付企業年金の事業主等が受けることを定める場合（一部移転加入員が当該確定給付企業年金の実施事業所に使用されることとなったことにより、当該存続厚生年金基金の設立事業所に使用されなくなったときに、当該一部移転加入員の同意を得て当該残余財産の交付を受ける場合その他やむを得ない場合に限る。）
- ② 平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定に基づき、施行日以後に解散した存続厚生年金基金（同条に規定する存続厚生年金基金をいう。）が、その設立事業所に使用される解散基金加入員等（同条に規定する解散基金加入員等をいう。）に分配すべき残余財産の交付を申し出る場合における同意の要件について、改正前確定給付企業年金法施行令第七十三条第四項において準用する同令第五十条（第四項及び第五項を除く。）の規定を参考に規定する。

(21) 解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付にかかる規定の整備

- ① 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める額は、中小企業退職金共済制度における基本退職金に相当する額に対し、退職金共済契約を締結した月から同項に規定する交付額の交付のあった月までの期間につき年1%の複利による計算をして得た元利合計額と、付加退職金に相当する額として厚生労働省令で定める額を合算して得た額のうち、同項に規定する交付額の範囲内の額とする。
- ② 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の政令で定める月数は、別表の上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数とする。
- ③ 平成二十五年改正法附則第三十六条第三項第一号及び第八項の政令で定める利率は、中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第八条に規定する利率とする。

3. 存続連合会等に関する経過措置

- ① 存続連合会について、改正前厚生年金保険法について必要な技術的読み替えを行う。
- ② 存続連合会について、必要な廃止前厚生年金基金令、改正前確定給付企業年金法施行令及び改正前確定拠出年金法施行令の諸規定を施行日以後も効力を有するものとした上で技術的読み替えを行う。
- ③ その他存続連合会について所要の規定について必要な技術的読み替え等を行う。

4. その他の経過措置

- ① 徴収金の督促及び滞納処分等に関する経過措置を定める。
- ② 日本年金機構への権限委任及び事務委託に関し、所要の規定の整備を行う。

附則

- この政令の施行日は、平成二十六年四月一日とする。

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案』 概要

目次

- 第一章 関係省令の整備等
- 第二章 経過措置
- 附則

本文

1. 関係省令の整備等

- (1) 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）は、廃止する。
- (2) 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号。以下「DB規則」という。）の一部を次のように改正する。
 - ① 承認・認可事項の緩和（DB規則第七条、第十条及び第十八条関係）
 - 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下「DB法」という。）第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、DB法第四条第五号に掲げる事項（ただし、労働協約等の変更によりDB法第二十七条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に関し、給付の減額に係る部分を除く。）を追加する。（DB規則第七条及び第十五条関係）
 - 掛金の拠出に関する事項（DB法第四条第六号）のうち上記の給付設計の軽微な変更に伴い掛金の変更を行う場合は、DB法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更を含める。（DB規則第七条及び第十五条関係）
 - 権利義務を移転する場合は権利義務の移転に関する事項（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号。以下「DB令」という。）第二条第二号）、権利義務を承継する場合は権利義務の承継に関する事項（DB令第二条第三号）、及び脱退一時金相当額の移換に関する事項（DB令第二条第四号）については、DB法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更を含める。（DB規則第七条及び第十五条関係）
 - 市町村の単なる名称変更の場合を、届出の必要のない規約の軽微な変更を追加する。（DB規則第十条及び第十八条関係）

- ② キャッシュ・バランスプラン給付設計の弾力化（DB規則第二十六条及び第二十九条関係）
- 給付の額の算定に用いる予定利率については、給付の額の算定方法としてDB令第二十四条第一項第三号の方法を用い同条第三項の給付の額の改定を行う場合その他それに類する場合は、零を下回らないものとする事ができる。（DB規則第二十六条第三項第一号関係）
 - 給付の額の算定に用いる予定死亡率については、規約に定めるところにより、確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき合理的に定めたものとする事ができる。（DB規則第二十六条第三項第二号関係）
 - 給付の額の再評価等に用いる率に、確定給付企業年金の積立金の運用実績を加え、指標は単年度では零を下回ることを許容し、通算で零以上とする。（DB規則第二十九条関係）
- ③ 受託保証型確定給付企業年金の緩和（DB規則第四条、第五十二条、第六十五条及び第一百七十七条関係）
- 加入者の有無にかかわらず、DB規則第四条第三項に規定する契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実と見込まれるものを受託保証型確定給付企業年金（以下「受託保証型DB」という。）とする。（DB規則第四条関係）
 - 受託保証型DBを簡易な基準に基づく確定給付企業年金とし、加入者が存在する受託保証型DBについては、給付の額の改定を行うことができるようにする。（DB規則第五十二条関係）
 - 受託保証型DBの最低積立基準額は数理債務の額に基づき合理的に計算した額を使用可能とする。（DB規則第六十五条関係）
- ④ 段階引き上げ償却時の特例掛金の再規定（DB規則第五十九条関係）
- 過去勤務債務の償却方法のうち段階引き上げ償却を採用している場合、非継続基準の抵触に伴い、翌々事業年度の掛金額に加算して拠出すべき特例掛金の計算の際に、翌々事業年度に実際に拠出した特別掛金の代わりに翌々事業年度に拠出することとなる特別掛金又は元利均等償却を行った場合の特別掛金額の使用を可能とする。
- ⑤ 回復計画に係る経過措置の延長（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号。以下「平成二十四年省令」という。）（附則第四条関係）
- 非継続基準に抵触した場合の掛金の拠出方法のうち回復計画（一定期間内に積立比率が一定の水準以上となるために必要な毎年の掛金額を算定し、その掛金額を拠出する方法）は平成三十年三月三十日までの経過措置とされているが、これを当分の間の措置とする。
- ⑥ 年金数理人の要件について、廃止前厚生年金基金規則第七十六条を参考に所要の規定を整備する。（DB法第九十七条第二項関係）

(3) 確定拠出年金法施行規則（以下「DC規則」という。）の一部改正

① 規約の変更に係る手続き要件の緩和

- 確定拠出年金法（以下「DC法」という。）第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更、企業型年金を実施する事業主が負担する事務費に係る事項、事業主掛金の額の算定方法に関する事項であって条項の移動など実質的な変更を伴わない事項及び法令の改正に伴う変更に係る事項（事業主掛金の額の算定方法に関する事項、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）を加える。（DC規則第五条第一項関係）
- DC法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更、法令の改正に伴う変更に係る事項（事業主掛金の額の算定方法に関する事項、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。）を加える。（DC規則第五条第二項関係）

2. 経過措置

(1) 責任準備金相当額の減額の申請

- ① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第十一条第一項の規定による自主解散型減額申請及び平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定による清算型減額申請は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
 - 一 自主解散型減額申請又は清算型減額申請をした日（以下（1）及び（2）において「減額申請日」という。）前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表
 - 二 一の財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして、自主解散型減額申請にあつては、平成二十五年改正法附則第十一条第七項の規定、清算型減額申請にあつては、平成二十五年改正法附則第二十条第三項の規定の適用がないものとして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類
 - 三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類
 - イ 減額申請日の属する月前二年間において廃止前厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「廃止前基金令」という。）第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類
 - ロ （2）①の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類
 - 四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類
 - 五 一において財産目録及び貸借対照表を作成する日を、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十五年政令第 号。以下「経過措置政令」という。）概要（8）①一の解散した日とみなして経過措置政令概要（8）①一の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

(2) 自主解散型基金等の加入員の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額に対する掛金の内額の比率の計算方法等

① 経過措置政令概要(7)①一、(9)①一、(12)③一、(13)①一及び(14)①一の当該存続厚生年金基金(経過措置政令概要(7)①一、(9)①一にあっては自主解散型基金、経過措置政令概要(12)③一、(13)①一及び(14)①一にあっては清算型基金(平成二十五年改正法附則第十九条第一項に規定する清算型基金をいう。以下同じ。)をいう。以下(2)及び(3)において同じ。)の加入員の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額に対する掛金の内額(免除保険料額(当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額に免除保険料率を乗じて得た額をいう。)に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率は、(2)①一に掲げる率に(2)①二に掲げる率を乗じて得た率から(2)①三に掲げる率を控除して得た率とする。

一 減額申請日の属する月前二年間に当該基金が徴収した掛金の内額(平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚生年金保険法」という。)附則第三十二条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金にあっては、掛金の額と当該認可を受けなかったとした場合に得られていたと見込まれる免除保険料額を合計した額の内額)を、当該存続厚生年金基金の加入員又は加入員であった者に係る減額申請日の属する月前二年間の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額で除して得た率

二 一・四(経過措置政令概要(9)①一又は(14)①一の規定に基づき率を計算する場合にあっては、一・三六)を、当該基金における平均的な老齢年金給付の内額(改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金にあっては、当該認可を受けなかったとした場合に支給していたと見込まれる老齢年金給付の内額)の当該存続厚生年金基金における平均的な代行給付(改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老齢年金給付をいう。)の内額に対する比率で除して得た率

三 (2)①一の期間における当該存続厚生年金基金の免除保険料額の内額を、(2)①一の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額で除して得た率

② 経過措置政令概要(7)①一、(9)①一、(12)③一、(13)①一及び(14)①一の平成二十一年度及び平成二十三年度におけるすべての基金の加入員の標準報酬月額の内額及び標準賞与額の内額に対する掛金の内額(免除保険料額に相当する額を除く。)の比率として厚生労働省令で定める率は、千分の二十六とする。

(3) 自主解散型納付計画等の承認の申請

① 存続厚生年金基金は、平成二十五年改正法附則第十二条第一項の規定による責任準備金相当額の納付に関する計画（以下「自主解散型納付計画」という。）及び平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の規定による責任準備金相当額の納付に関する計画（以下「清算型納付計画」という。）の承認の申請をする場合は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、申請書に、当該存続厚生年金基金に係る自主解散型納付計画又は清算型納付計画（以下「自主解散型納付計画等」という。）及び次の一から四までに掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 平成二十五年改正法附則第十二条第一項又は平成二十五年改正法附則第二十一条第一項の規定による申請をした日（以下「納付猶予申請日」という。）前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二 ①一において財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散する日とみなして計算した責任準備金相当額及びその算出の基礎となる事項を示した書類

三 次のイ又はロのいずれかに掲げる書類

イ 納付猶予申請日の属する月前二年間において廃止前基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたことを証する書類

ロ (2) ①の規定に基づき計算した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類

四 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類

② 存続厚生年金基金は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合は、当該自主解散型納付計画等の承認の申請に伴う改正前厚生年金保険法第百十五条第二項の規定による規約の変更がある場合には、その変更の認可の申請を、当該自主解散型納付計画等の承認の申請を行う日までに行わなければならない。

③ 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主（当該基金を共同して設立している場合にあっては、当該基金を設立している各事業主。③において同じ。）は、自主解散型納付計画等の承認の申請を行う場合は、申請書に当該事業主に係る自主解散型納付計画等、損益計算書その他の当該設立事業所の収支の状況を示す書類及び当該自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の支払期月及び当該支払期月ごとに支払う額を記載した書類を添付し、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

④ ③の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金を経由して行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(4) 自主解散型納付計画等の記載事項

- ① 平成二十五年改正法附則第十二条第三項第四号及び平成二十五年改正法附則第二十一条第三項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の一及び二に掲げる事項（設立事業所の事業主が単独の基金にあっては、二に掲げる事項を除く。）とする。
 - 一 清算が終了するまでの間における自主解散型納付計画等に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項
 - 二 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法
- ② 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第三号又は平成二十五年改正法附則第二十一条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次の一及び二に掲げる事項とする。
 - 一 納付の猶予を受けようとする期間が五年を超える場合は、その理由
 - 二 当該設立事業所の事業主が設立している存続厚生年金基金が解散した後に企業年金制度（確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度をいう。）を実施する又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）退職金共済契約（以下単に「退職金共済契約」という。）を締結する意思の有無及び企業年金制度を実施する場合又は退職金共済契約を締結する場合にあってはその概要
- ③ 平成二十五年改正法附則第十二条第四項第二号及び平成二十五年改正法附則第二十一条第四項第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して当該自主解散型納付計画等に記載しなければならない。

(5) 自主解散型納付計画等の承認の要件

- ① 平成二十五年改正法附則第十二条第七項第二号及び平成二十五年改正法附則第二十一条第六項第二号の厚生労働省令で定める要件は次のいずれにも該当するものであることとする。
 - 一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額及びその期間の設定が合理的であると認められること
 - 二 年を単位として分割して自主解散型納付計画等に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること
 - 三 当該設立事業所の事業主の負担する金額が（4）①二に規定する事業主ごとの負担方法その他の事情から見て適正であると認められること。

(6) 納付計画の変更

- ① 平成二十五年改正法附則第十四条第一項（平成二十五年改正法附則第二十三条及び附則第三十二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により自主解散型納付計画、清算型納付計画及び平成二十五年改正法附則第三十条第一項の規定による責任準備金相当額又は減額責任準備金相当額の納付に関する計画（以下「清算未了特定基金型納付計画」という。）（以下これらの計画を単に「納付計画」という。）の変更の申請をする場合は、申請書に、変更後の納付計画及び平成二十五年改正法附則第十四条第一項のその猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由及びその根拠を示す書類を添付して厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
- ② 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、自主解散型納付計画等の承認の申請をする場合は、当該承認の申請と同時に、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定による自主解散納付計画の変更の承認の申請又は平成二十五年改正法附則第二十三条において準用する平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定による清算型納付計画の変更の承認の申請をすることができる。
- ③ 厚生労働大臣は、平成二十五年改正法附則第十四条第一項の承認の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。
 - 一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該変更後の納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること
 - 二 年を単位として分割して当該変更後の納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること

(7) 清算計画の提出

- ① 平成二十五年改正法附則第十九条第七項の規定による清算計画は、代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決し、厚生労働大臣が指定する日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(8) 清算未了特定基金型納付計画の提出

- ① 清算未了特定基金型納付計画は、当該清算未了特定基金型納付計画に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。
 - 一 当該清算未了特定基金が清算未了特定基金型納付計画の提出に同意したことを証する書類
 - 二 損益計算書その他の当該清算未了特定基金の設立事業所の収支の状況を示す書類
 - 三 平成二十五年改正法附則第三十条第五項の規定に基づき算定した額の算定の根拠を示す書類
- ② ①の提出は、当該設立事業所の事業主が設立している清算未了特定基金を経由して行うことができる。

(9) 清算未了特定基金型納付計画の記載事項

- ① 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第三号の厚生労働省令で定める事項は、企業年金制度（確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度をいう。）を実施する又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）退職金共済契約（以下単に「退職金共済契約」という。）を締結する意思の有無及び企業年金制度を実施する場合又は退職金共済契約を締結する場合にあってはその概要とする。
- ② 平成二十五年改正法附則第三十条第四項第二号の当該事業主が納付の猶予を受けようとする額は、年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載しなければならない。

(10) 清算未了特定基金型納付計画の承認の要件

- ① 平成二十五年改正法附則第三十条第七項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。
 - 一 収支の状況その他当該設立事業所の経営の状況から見て当該清算未了特定基金型納付計画に基づき納付することが可能であると見込まれること
 - 二 年を単位として分割して当該清算未了特定基金型納付計画に記載された当該設立事業所の事業主に係る納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であると認められること

(11) 責任準備金相当額の特例を受けた自主解散型基金等の特例

- ① 平成二十五年改正法附則第十一条第五項、第十二条第七項、第二十条第二項又は第二十一条第六項の認定を受けた存続厚生年金基金の設立事業所が確定給付企業年金の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）となっているとき、又は実施事業所となる場合における当該存続厚生年金基金の加入員であった者に係る特例を設ける。

(12) 存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金等の掛金の額の算定の特例

- ① 存続厚生年金基金が代行返上して確定給付企業年金に移行する場合（存続厚生年金基金の設立事業所の一部が代行返上して確定給付企業年金に移行する場合を含む）、存続厚生年金基金が解散し残余財産を事業所ごとに既存又は新設する確定給付企業年金に移換する場合、及び代行割れしている存続厚生年金基金が特例解散し、新たに確定給付企業年金を実施して退職給付を再建する場合（以下、「存続厚生年金基金から確定給付企業年金に移行する場合等」という。）には、移行等に係る事業所の移行部分の過去勤務債務については、予定償却期間を三年以上三十年以内に延長することとする。
- ② 移行等に係る事業所について定率償却を行う場合にはDB規則第四十六条第一項第三号中「百分の十五」とあるのは「百分の十に平成二十六年四月一日から残余財産の交付を受けた日、権利義務を承継した日又は加入者期間への算入を行う日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）に百分の〇．五を乗じて得た数を加算した数（当該数が百分の十五を超える場合にあっては、百分の十五とする。）」として同号の規定に基づき計算できることとする。
- ③ 移行等に係る事業所についての許容繰越不足金の計算については、DB規則第五十六条第一号中「二十年」とあるのは、「平成二十六年四月一日から当該残余財産の交付を受けた日、当該権利義務を承継した日または当該加入者期間への算入を行った日までの年数（その期間に一年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）を三十年から控除して得た年数（当該年数が二十年未満となる場合にあっては、二十年とする。）」とする。

(13) 存続厚生年金基金から移行した確定給付企業年金等の積立不足に伴い追加して拠出すべき掛金の額についての特例

- ① 存続厚生年金基金から確定給付企業年金に移行する場合等において、非継続基準に抵触している場合は、移行等に係る事業所については、積立比率による掛金設定をする際の係数を緩和し、財政検証の基準日が平成二十六年度内の場合は当該係数をそれぞれ、積立比率〇．九以上一．〇未満は「二十五」、〇．八以上〇．九未満が「二十」、そして〇．八未満が「十五」とし、それ以後一年経過する毎に一つ減らし、平成三十六年度以降は、現行の「十五」、「十」、「五」とする。
- ② 存続厚生年金基金から確定給付企業年金に移行する場合等において、非継続基準に抵触しているため、回復計画により掛金を拠出する場合には、現行（平成二十四年省令附則第四条）七年で回復する計画であるところ移行等に係る事業所について、決算基準日が平成三十四年三月三十日までの場合は十年、平成三十四年三月三十一日から平成三十五年三月三十日までは九年、平成三十五年三月三十一日から平成三十六年三月三十日までは八年、それ以降は七年で回復する計画とする。

(14) 解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付にかかる規定の整備

① 解散存続厚生年金基金による交付の申出

一 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出は、解散存続厚生年金基金の設立事業所の事業主のうち、その雇用する解散存続厚生年金基金加入員に係る被共済者持分額の範囲内の額を交付することを希望する事業主ごとに、必要な事項を記載した書面を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ提出することにより行うものとする。

② 掛金納付月数の通算

一 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算は、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分さかのぼった月における同日に相当する日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該相当する日の属する月から当該退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数と当該退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとするほか、中小企業退職金共済法及び中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号。以下「中退共規則」という。）に関する必要な読替えを行う。

③ 経過措置政令概要（19）①の厚生労働省令で定める金額

一 経過措置政令概要（19）①の厚生労働省令で定める金額は、中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約の被共済者となった者が掛金納付月数を平成二十五年改正法附則第三十六条第二項に基づき通算し、当該交付のあった日に退職したものとみなして、計算月に応じて計算される中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロの規定により支払われる金額の合算額とする。

④ 加入促進のための掛金負担軽減措置に関する特例

一 平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者について納付された掛金にかかる中退共規則第四十五条の規定については、交付の申出をしないことが確認された中小企業者を除き、適用しないことにする。

⑤ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う必要のある確認等

一 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主又は解散存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、退職金共済契約の申込みを行うときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構は、中退共規則第四十五条の適用その他の事項について必要な説明を行い、平成二十五年改正法第三十六条第一項の申出をするかどうかの確認をするものとする。

(15) 解散計画

- ① 存続厚生年金基金は、平成二十五年改正法の施行日から起算して五年を経過する日までの間において、改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合は、当該解散に関する計画（以下「解散計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。
- ② 解散計画に基づいた運営が行われている期間は、存続厚生年金基金については、廃止前基金令第三十六条の二第三号の規定は、適用しない。当該期間については、廃止前厚生年金基金規則第三十二条第五項中「計算されなければならない、かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛金の額は、原則として二十年以内の範囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない。」とあるのは「計算されなければならない。」と読み替えて適用する。
- ③ 解散計画を提出した存続厚生年金基金は、当該解散計画に従って、その事業を行わなければならない。
- ④ 解散計画を提出した存続厚生年金基金は、当該解散計画に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該解散計画の内容を変更し、変更後の解散計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(16) 解散計画の記載事項

- ① 解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 解散計画の適用開始日及び解散予定日
 - 二 事業及び財産の現状
 - 三 年金給付等積立金の積立ての目標
 - 四 三の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
- ② ①四に掲げる措置は、①三に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならない。

(17) 代行返上計画

- ① 存続厚生年金基金は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、改正前確定給付企業年金法第百十一条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合又は改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の規定により企業年金基金となろうとする場合は、当該権利義務の移転に関する計画（以下「代行返上計画」という。）を厚生労働大臣に提出することができる。
- ② (15) ②から④までの規定は、代行返上計画について準用する。

(18) 代行返上計画の記載事項

- ① 代行返上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 代行返上計画の適用開始日及び代行返上予定日
 - 二 事業及び財産の現状
 - 三 年金給付等積立金の積立ての目標
 - 四 三の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額
- ② ①四に掲げる措置は、①三に掲げる目標に照らして合理的と認められるものでなければならない。

(19) 物納について、DB規則と同様の規定を整備する。

(20) その他所要の規定の整備を行う。

附則

- ① この省令の施行日は、平成二十六年四月一日とする。
- ② 存続厚生年金基金について、必要な廃止前厚生年金基金規則の諸規定を施行日以後も効力を有するものとした上で技術的読替えを行う。
- ③ (年金給付等積立金の運用)
廃止前厚生年金基金規則第四十一条の六中「その構成割合を確認」とあるのは「当該評価額及びその構成割合を厚生労働大臣に報告」と読み替えて適用する。
- ④ 存続連合会について、必要な廃止前厚生年金基金規則の諸規定を施行日以後も効力を有するものとした上で技術的読替えを行う。

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金基金関連告示の改正等について』 概要

I. 改正の趣旨

平成25年6月26日に公布された、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）を踏まえ、所要の整備を行うものである。

II. 具体的な改正内容

(1) 「厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法」（昭和五十年一月三十一日厚生省告示第三十二号）及び「厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例」（平成十一年九月三日厚生省告示第百九十二号）の廃止並びに「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金に相当する額の算出方法」の新規制定

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金に相当する額の算出方法」に定める事項は、「厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金相当額に相当する額の算出方法に関する特例」に次の修正を行ったものとする。

- ① 現行の告示の第一項第一号の規定について、「昭和五十年厚生省告示第三十二号」を「廃止前の昭和五十年厚生省告示第三十二号」とする。
- ② 現行の告示の第一項第七号の規定の適用について、「その額の全部又は一部について支給を停止することができる場合にあつては、当該支給を停止することができる部分の額を控除した額」とあるのは「その額の全部又は一部について、平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第四十六条第五項、附則第七条の六第五項及び附則第十三条の六第五項の規定により支給停止することができる額を控除した額」と、「を十二で除して得た額を合計した額」とあるのは「に0.998を乗じて得た額を十二で除して得た額を合計した額」と、それぞれ読み替えて適用することができることとする。
- ③ 利子を計算する利率について、以下の表のとおりとする。

平成十一年度（同年の十月以後の期間）	年三・六二パーセント
平成十二年度	年三・二二パーセント
平成十三年度	年一・九九パーセント
平成十四年度	年〇・二一パーセント
平成十五年度	年四・九一パーセント
平成十六年度	年二・七三パーセント
平成十七年度	年六・八二パーセント
平成十八年度	年三・一〇パーセント
平成十九年度	年マイナス三・五四パーセント
平成二十年度	年マイナス六・八三パーセント

平成二十一年度	年七・五四パーセント
平成二十二年度	年マイナス〇・二六パーセント
平成二十三年度	年二・一七パーセント
平成二十四年度	年九・五七パーセント
平成二十五年度	四月から六月まで 年七・六三パーセント

また、年金特別会計の厚生年金勘定の決算が確定していない年度については、年金積立金管理運用独立行政法人が四半期ごとに公表する公的年金の運用結果を用いるものとする。

- ④ 現行の告示の第一項第八号の規定における「政令で定める率」を、平成 26 年 4 月以降の各月については、各月の前月末の年齢に応じ、以下の表に定める率とするともに、平成 17 年 4 月以降平成 26 年 3 月までの各月分については、「政令で定める率」を、以下の表に定める率とすることができるものとする。

前月末年齢	率
六十四歳以下	〇・六九
六十五歳以上七十四歳以下	〇・九六
七十五歳以上	一・〇〇

- ⑤ 平成三十一年三月三十一日までに解散した基金にあっては、利子の利率については上記③にかかわらず改正前の利率を、現行の告示の第一項第八号の規定の適用については上記④にかかわらず廃止前の「政令で定める率」をそれぞれ用いることができるものとする。ただし、下記（4）において、同①の改正後の利率を適用した場合にあっては、上記③の利率に限るものとする。
- ⑥ 平成二十五年改正法附則第十条に規定する責任準備金相当額の前納を行った場合にあっては、最低責任準備金から、当該前納を行った日から解散した日までの期間に係る当該額に係る利子を控除するものとする。
- ⑦ 平成 17 年 4 月 1 日から解散した日までの政府負担金について、政府負担金を 0.875 で算定したものと年齢別 3 段階係数で算定したものの差を最低責任準備金から控除することができるものとする。
- ⑧ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行に伴い、現行の告示の第一項第三号について、平成 26 年 4 月以降の月分について産前産後休業に係る改正を行う。

(2)「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率」(平成九年三月三十一日厚生省告示第八十三号)の廃止及び「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第一条による改正前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率」の新規制定

① 件名の引用条文の変更等、技術的な修正を行う。

(3)「厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法」(平成十六年九月二十九日厚生労働省告示第三百五十九号)の廃止及び「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法」の新規制定

① 件名の引用条文の変更等、技術的な修正を行う。

(4)「厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法」(平成十六年九月二十九日厚生労働省告示第三百六十一号)の廃止及び「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十一条第七項及び第二十条第三項に規定する減額最低責任準備金相当額の算出方法」の新規制定

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十一条第七項及び第二十条第三項に規定する減額最低責任準備金相当額の算出方法」に定める事項は、「厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法」に次の修正を行ったものとする。

① 第三項に定める利率の表について、以下のものとする。

昭和四十一年度	六・四一
昭和四十二年度	六・四七
昭和四十三年度	六・四六
昭和四十四年度	六・四五
昭和四十五年度	六・四六
昭和四十六年度	六・四七
昭和四十七年度	六・四七
昭和四十八年度	六・三八
昭和四十九年度	六・六〇
昭和五十年度	六・九三
昭和五十一年度	七・〇三
昭和五十二年度	七・一三
昭和五十三年度	七・〇〇

昭和五十四年度	六・八八
昭和五十五年度	七・〇六
昭和五十六年度	七・二五
昭和五十七年度	七・二二
昭和五十八年度	七・二〇
昭和五十九年度	七・一七
昭和六十年度	七・一六
昭和六十一年度	七・一一
昭和六十二年度	六・七七
昭和六十三年度	六・二九
平成元年度	五・九四
平成二年度	五・九〇
平成三年度	五・九七
平成四年度	五・八二
平成五年度	五・五二
平成六年度	五・三四
平成七年度	五・二四
平成八年度	四・九九
平成九年度	四・六六
平成十年度	四・一五
平成十一年度（同年度の十月前の期間）	三・六二

② 上記①にかかわらず、上記（１）⑤の改正前の利率を適用した場合にあっては、上記①の改正前の表を適用することとする。

（５）「解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法」（平成十七年六月二十九日厚生労働省告示第二百六十五号）の廃止及び「解散基金加入員に係る公的年金制度の信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法」の新規制定

① 件名の引用条文の変更等、技術的な修正を行う。

(6)「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額」(平成十六年九月二十九日厚生労働省告示第三百五十八号)の廃止及び「経過措置政令第〇条においてその例によるものとされた経過措置政令第〇条による廃止前の厚生年金基金令第五十二条に規定する現価相当額」の新規制定

① 件名の引用条文の変更等、技術的な修正を行う。

(7)「確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額の計算方法(平成十七年六月二十九日厚生労働省告示第二百六十六号)」の廃止及び「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第〇条第〇項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により読み替えて適用する公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条の現価相当額の計算方法」の新規制定

① 件名の引用条文の変更等、技術的な修正を行う。

(8)「厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率」(平成十七年六月二十九日厚生労働省告示第二百七十二号)の廃止及び「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率」の新規制定

① 件名の引用条文の変更等、技術的な修正を行う。

(9) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十条第六項に規定する厚生労働大臣が定める率」の新規制定

① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十条第五項第二号及び第四号に規定する調整利率を、次の各号に掲げる。

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める各年について、別表に定める率とするもの。

一 平成二十五年改正法附則第三十条第五項第二号に規定する調整利率

納期限の翌日が属する年から同条第一項の承認の申請の日の前日が属する年までの各年

二 平成二十五年改正法附則第三十条第五項第四号に規定する調整利率

同項第三号に掲げる額を納付した日の翌日が属する年から同条第一項の承認の申請の日の前日が属する年までの各年

別表

平成十七年	年四・九一パーセント
平成十八年	年二・七三パーセント
平成十九年	年六・八二パーセント
平成二十年	年三・一〇パーセント
平成二十一年以降の各年	年〇パーセント

(10) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率」の新規制定

① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項各号に規定する自主解散型加算金利率を、同法附則第十一条に規定する自主解散型基金が同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした年度に応じて定めるもの。利率は、当年度の4月に発行される10年国債の応募者利回りとする。ただし、当該利率が前年度1年間における10年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、当該平均の利率とする。

(11) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率」の新規制定

① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条の規定により読み替えて適用する同法附則第十六条第一項各号に規定する清算型加算金利率を、同法附則第十九条第一項に規定する清算型基金が同条第九項の規定による解散をした年度に応じて定めるもの。利率は、当年度の4月に発行される10年国債の応募者利回りとする。ただし、当該利率が前年度1年間における10年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、当該平均の利率とする。

(12) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条において準用する第十六条第二項に規定する厚生労働大臣が定める率」の新規制定

- ① 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条の規定により読み替えて適用する同法附則第十六条第一項各号に規定する清算未了特定基金型加算金利率を、同法附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金が同項の承認を受けた年度に応じて定めるもの。利率は、当年度の4月に発行される10年国債の応募者利回りとする。ただし、当該利率が前年度1年間における10年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、当該平均の利率とする。

(13) 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項「に規定する厚生労働大臣が定める利率」の新規制定

- ① 内容は、基金解散後に中小企業退職金共済の共済契約を締結した場合に、基金から移換された額のうち、掛金納付月数に通算されなかった残余の額及び基金解散前に中小企業退職金共済の共済契約を締結した場合に、基金から移換された額について、移換されてから退職するまでの期間に付ける利子のうち、政令で定める利率（中小企業退職金共済制度の予定運用利回り1%）に上乗せする利率を年度に応じて定めるものである。利率は、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとされる中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第10条第2項第3号ロの支給率に倣って定める利率とする。

Ⅲ. 施行期日

平成二十六年四月一日から施行する。

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う通知の改正等について』 概要

I. 改正の趣旨

平成25年6月26日に公布された公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）を踏まえ、特例解散制度の手続きの見直し、他の企業年金等への移行支援等に関する所要の整備を行うものである。

II. 主な改正内容

解散等に関する事項

（1）「自主解散型基金等の解散に関する特例措置について」を新規制定する。「自主解散型基金等の解散に関する特例措置について」には次の事項を定める。

第1 共通事項

1 解散に向けた将来返上認可

（1）平成二十五年改正法附則第五条の規定によりなお効力を有するとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十二条第一項の認可を受けずに特例措置の承認等の申請を行うことはできるが、記録整理を速やかにするため、あらかじめ、改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けることが望ましいこと。

また、清算型基金については、平成二十五年改正法附則第十九条第四項の規定により、清算型基金に指定された時点で、当該清算型基金の加入員であった期間に係る改正前厚生年金保険法第三十二条第二項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務を免れることとなること。

なお、改正前厚生年金保険法附則第32条第1項の認可を受けた基金であって、特例措置が認められない基金にあつては、「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）」（以下「解散移行認可通知」という。）及び「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）」（以下「解散等及び精算通知」という。）により、通常解散を行うものとなること。

（2）平成二十五年改正法施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けている基金についても、特例措置の承認等の申請を行うことができるものであること。

2 責任準備金相当額の前納

- (1) 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けている自主解散型基金又は清算型基金は、改正前厚生年金保険法第百四十五条第二項に基づく解散認可前において、政府が徴することとなる責任準備金相当額の全部又は一部を前納することができること。
- (2) (1)により前納する額は、改正前厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項までに規定する給付に充てるべき積立金の額から当該前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとすること。
また、(4)に該当する場合を除き、前納した責任準備金相当額については還付できないこと。
- (3) 責任準備金相当額の前納を希望する基金は、改正後の解散移行認可通知に基づき所定の手続きを行うこと。
- (4) 財産目録等の承認により責任準備金相当額が確定した時点で、前納金額が当該責任準備金相当額を上回る場合には、その差額について、国から送付される還付請求書により還付手続きを行うこと。

3 特例措置の承認等の申請等

(1) 事前確認

本申請に先立ち、国に特例措置の要件等について確認を求めることができること。

(2) 記録整理の仮完了

特例措置の承認等の申請を行うためには、あらかじめ基金において加入員及び加入員であった者に係る必要な記録の整理が仮完了していること（企業年金連合会において、基金が管理する記録と国が管理する記録とを突合した結果、不備がないことをいう。）が必要であること。

(3) 規約に記載されている設立事業所の整理

設立事業所の一覧表と厚生年金適用事業所情報とを突合し、不一致となった設立事業所があった場合は、必要に応じ設立事業所の調査を行い、現存していない設立事業所等については、規約変更により整理すること。

(4) 解散の認可申請との関係

ア 時期

納付額特例の認定の申請と納付計画の承認の申請を併せて行う場合には、それらは、原則として同時に行うこととすること。なお、当該特例措置の承認等の申請は、原則として、解散の認可の申請と同時に行うこととすること。

イ 規約の変更

- ① 特例措置の承認等を受けた基金（以下「特例措置基金」という。）が、解散後に徴収することとなる掛金（事務費相当分を含む。）の算出方法等、清算に必要な規約の変更の認可の申請は、解散の認可申請までに行うこと。
- ② 当該設立事業所の事業主が納付すべき責任準備金相当額について、設立事業所の事業主ごとの負担方法を規定する規約の変更の認可申請を解散の認可申請までに行うこと。

- ③ 特例措置基金が設立事業所の事業主が納付すべき責任準備金相当額と併せて納付することとなる場合において、当該設立事業所が廃止した場合に、当該廃止設立事業所が負担すべき金額に係る当該基金と併せて納付することとした他の設立事業所の事業主ごとの負担方法を規定する規約の変更の認可申請を解散の認可申請までに行うこと。

(5) 上乗せ給付の支給停止

特例措置の承認等の申請をした（清算型基金の場合は指定を受けた）日の属する月の翌月から上乗せ給付の支給を停止することとなること。

なお、当該上乗せ給付の支給停止については、事業主、加入員及び受給者等（受給者及び受給待期脱退者をいう。以下同じ。）へ周知するという観点から、速やかに規約変更を行うことが望ましいこと。

(6) 日本年金機構へのデータの移管及び解散認可の時期

特例措置基金が解散したときは、解散の認可の日の属する月の翌月分以降の改正前厚生年金保険法第 132 条第 2 項に規定する額に相当する給付（以下「代行相当給付」という。）については国から支給されることとなる。そこで、当該支給に係る処理に要する期間等を考慮し、特例措置基金の解散の認可の日は、原則として偶数月の場合は当月上旬まで、奇数月の場合は当月末日までとするとともに、当該解散の認可の後に行われる特例措置基金による記録整理が完了していない場合であっても、当該解散の認可の日から 2 週間を経過したときは、その時点における当該基金の加入員及び加入員であった者に係る記録を日本年金機構本部に移管すること。

(7) 受給者等への周知

特例措置の承認等を受けようとする基金は、受給者等に対し、あらかじめ次の事項を周知すること。ただし、イの②については、基金の記録整理の状況等を勘案し、各基金の判断により必要に応じ周知することとしても差し支えないこと。

ア 上乗せ給付の支給停止

- ① 自主解散型基金においては、特例措置の承認等の申請を行った場合、当該申請をした日の属する月の翌月から、上乗せ給付が支給停止となることについて、受給者等に事前に説明するとともに、当該申請をした場合には速やかに支給停止通知を送付すること。
- ② 清算型基金においては、清算型基金に指定を受けた後、速やかに上乗せ給付を支給停止する旨を受給者に周知するとともに、清算型基金の指定後の翌月以降に到来する老齢年金給付支給日までに支給停止通知を送付すること。

イ 代行相当給付の支給及び支給遅延の可能性

① 代行相当給付の支給

特例措置の承認等を受けて解散した場合、解散の認可の日の属する月の翌月分から、代行相当給付が国から支給されることとなること。

② 代行相当給付の支給遅延の可能性

特例措置の承認等を受けて解散した場合、基金の記録整理の状況等により記録整理の完了が遅延し、額改定処理に間に合わず、国からの代行相当給付の支給が遅れることがあり得ること。

ウ 代行相当給付の支払のための口座

特例措置の承認等を受けて解散した場合、解散の認可の日前に国からの支払と基金からの支払とが別の口座に行われている場合、解散の認可の日後においては、代行相当給付の支払は国からの支払に係る口座に行われること。

エ 問い合わせ先

受給者等からの問い合わせ先については、各基金（解散の認可の日後は、清算業務を行う基金又は基金を設立していた設立事業所の事業主）とすること。

(8) 厚生労働大臣による公表

厚生労働大臣は、特例措置の承認等をした場合は、次の事項を1か月以内に厚生労働省ホームページにおいて公表することとなること。

ア 基金の名称

イ 基金の責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額（納付額特例の場合）

ウ 基金の責任準備金相当額並びにその設立事業所の事業主の納付計画に記載された当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額（納付猶予の場合）

4 減額責任準備金相当額又は責任準備金相当額の確定

解散した自主解散型基金又は清算型基金が国に納付する減額責任準備金相当額又は責任準備金相当額は、廃止前厚生年金基金令（以下「廃止前基金令」という。）第四十四条に基づく厚生労働大臣による財産目録等の承認により確定するものであること。したがって、解散認可申請時における未収掛金は、確実に回収が見込まれる債権のみを計上し、滞納処分を行っても回収が見込めないものは、速やかに不納欠損処理をすること。また、未収金の整理は財産目録等の作成までに滞納処分を含め速やかに完了させること。

また、納付額特例を認められた自主解散型基金又は清算型基金が、この承認申請をするに当たっては、解散等及び清算通知第2の1によるほか、解散日現在の額を算定した「廃止前基金令第六十五条の規定に基づき計算した額及びその算出の基礎となる事項を示した書類」【様式指定予定】を添付すること。

第2 納付額特例

1 認定要件

廃止前基金令第33条の規定により算定された額の掛金については、「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の別紙「厚生年金基金財政運営基準」（以下「財政運営基準」という。）第4の3及び第4の4に基づいて算定された掛金（「厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について（平成20年8月4日年発第0804001号）」第2又は「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について（平成21年7月10日年発0710第5号）」第2の規定に基づき掛金を算定した基金にあっては、当該規定に基づき規約に定めた掛金）とすること。また、「年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置」とは、次に掲げる事項が1以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合は、これに該当するものであること。

- ① 給付水準の引下げ
- ② 加算型の場合で、選択一時金の停止
- ③ 代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用

2 申請に関する手続き

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（以下「整備等省令」という。）に規定する議決前に次のアからエまでのすべての手続を終了していること。

なお、納付額特例が認定されなかった場合であって、通常解散を行うことを希望する基金にあっては、あらかじめ、納付額特例が認められなくても通常解散を行う旨を十分に説明した上で次のアからエまでの手続を経ること。なお、当該説明を行わなかった場合には、改めて解散移行認可通知第1に定める手続を経る必要があること。

また、納付計画の申請を併せて行う場合も同様に、これらの申請に対する基金の立場（納付額特例が認められ、かつ納付計画が承認された場合のみ解散を行うこととするか、又はいずれか一方の承認等があれば解散を行うこととするか）を十分に説明した上で次のアからエまでの手続を経た場合には、第3の2又は解散移行認可通知第1の手続は不要とすること。

ア 事業主の同意

代議員会の議決前1月以内現在における全設立事業所の事業主の3分の2以上の同意を得ていること。

イ 加入員の同意

代議員会の議決前1月以内現在における加入員総数の3分の2以上の同意を得ていること。

ウ 受給者等への説明

代議員会の議決前に、全受給者等に対して、十分な説明を行っていること。

エ 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その4分の3以上の同意を得ていることをもって足りること。

3 提出書類

(1) 申請書の記載事項【様式指定予定】

- ア 平成二十五年改正法附則第十一条の規定に基づき関係書類を添えて申請する旨
- イ 納付額特例の申請の理由
- ウ 解散しようとする日における年金給付金等積立金の額、責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額
- エ 納付額特例が認められない場合の解散認可申請の取扱い
- オ 納付計画承認申請を同時にしている場合には、その旨
- カ 添付書類の名称
- キ 解散認可申請又は納付計画承認申請を同時にしている場合には、重複することとなる添付書類の添付先

(2) 添付書類

- ア 申請日前1か月内の財産目録【現行の様式第1号と同様の様式指定予定】
- イ 申請日前1か月内の貸借対照表【現行の様式第2号と同様の様式指定予定】
- ウ カ及びキに関する年金数理人の確認書【現行の様式第2号の2と同様の様式指定予定】 エ 納付額特例減額申請日の属する月前2年間において廃止前基金令第三十三条の規定により算定された掛金を徴収していたことを証する書類【現行の様式第4号その1と同様の様式指定予定】 又は整備等省令の規定により算出した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類【現行の様式第4号その2と同様の様式指定予定】
- オ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類【現行の様式第5号と同様の様式指定予定】
- カ 財産目録及び貸借対照表の作成日を解散する日とみなして算出した平成二十五年改正法附則第八条の規定に基づき計算された責任準備金に相当する額の総括表【現行の様式第3号と同様の様式指定予定】
- キ 財産目録及び貸借対照表を作成する日を解散した日とみなして算出した責任準備金相当額の特例の額及びその算出の基礎となる事項を示した書類【現行様式第8号と同様の様式指定予定】

第3 納付計画

納付計画の承認申請を行う基金は、当該納付計画が承認された後は、各設立事業所の事業主が日本年金機構に責任準備金相当額を納付することとなり、納付計画の変更等の手続きについては、設立事業所が日本年金機構に対し行うこととなるので、当該手続きについて事業主に周知・指導を行うこと。

納付計画は、基金及びその設立事業所の事業主が同時に提出しなければならない。ただし、存続厚生年金基金及びその設立事業所の事業主が平成二十五年改正法附則第十二条第一項等の規定により納付計画の提出をしようとする場合であって、当該事業主のうち自らが納付すべき責任準備金相当額を当該存続厚生年金基金が納付すべき責任準備金相当額と併せて国に納付することが適切であると見込まれる場合は、当該存続厚生年金基金は、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額に当該事業主が納付すべき責任準備金相当額を加算して納付計画を作成し、厚生労働大臣に提出することができることとする。

また、清算未了特定基金の設立事業所の事業主は、当該基金を經由して清算未了特定基金型納付計画を提出することができることとする。

1 承認要件

自主解散型、清算型基金

廃止前基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金については、財政運営基準第4の3及び第4の4に基づいて算定された掛金（「厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について（平成20年8月4日年発第0804001号）」第2又は「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について（平成21年7月10日年発0710第5号）」第2の規定に基づき掛金を算定した基金にあつては、当該規定に基づき規約に定めた掛金）とすること。

また、「年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置」とは、次に掲げる事項が1以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合は、これに該当するものであること。

- ① 給付水準の引下げ
- ② 加算型の場合で、選択一時金の停止
- ③ 代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用

2 申請に関する手続き

整備等省令に規定する代議員会の議決前に次のアからエまでのすべての手続きを終了していること。

なお、納付計画が承認されなかった場合であって、通常の解散を行うことを希望する基金にあっては、あらかじめ、納付計画が承認されなくとも通常の解散を行う旨を十分に説明した上で次のアからエまでの手続きを経ること。なお、当該説明を行わなかった場合には、改めて解散移行認可通知第1に定める手続きを経る必要があること。

また、納付額特例の申請を併せて行う場合も同様に、これらの申請に対する基金の立場（納付額特例が認定され、かつ、納付計画が承認された場合のみ解散を行うこととするか、又はいずれか一方の承認等があれば解散を行うこととするか）を十分に説明した上で次のアからエまでの手続きを経た場合には、第2の2又は解散移行認可通知第1に定める 手続きは不要とすること。

ア 事業主の同意

代議員会の議決前1月以内現在における全設立事業所の事業主の3分の2以上の同意を得ていること。

イ 加入員の同意

代議員会の議決前1月以内現在における加入員総数の3分の2以上の同意を得ていること。

ウ 受給者等への説明

代議員会の議決前に、全受給者等に対して、十分な説明を行っていること。

エ 労働組合の同意

設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていること。ただし、当該労働組合が複数あるときは、その4分の3以上の同意を得ていることをもって足りること。

3 提出書類

(1) 自主解散型基金、清算型基金

ア 申請書の記載事項

- ① 平成二十五年改正法附則第十二条又は第二十一条の規定に基づき関係書類を添えて申請する旨
- ② 納付計画の承認申請の理由
- ③ 解散しようとする日における年金給付等積立金の額及び責任準備金相当額（納付額特例の申請を同時に行う場合は減額責任準備金相当額を加える）
- ④ 納付計画が承認されない場合の解散認可申請の取扱い
- ⑤ 納付額特例の申請を同時にしている場合には、その旨
- ⑥ 添付書類の名称
- ⑦ 解散認可申請又は納付額特例の申請を同時にしている場合、重複することとなる添付書類の添付先

イ 納付計画

ウ 添付書類

- ① 申請日前1か月内の財産目録【現行の様式第1号と同様の様式指定予定】
- ② 申請日前1か月内の貸借対照表【現行の様式第2号と同様の様式指定予定】
- ③ ⑦に関する年金数理人の確認書【現行の様式第2号の2と同様の様式指定予定】
- ④ 基金及び設立事業所の事業主の納付計画の総括書【様式指定予定】

申請書の提出に当たり、当該書類を特別の事情により当該事業主が直接申請（提出）する場合には、当該事業主名及びその事情を説明した文書を追記すること。

この場合、全ての事業主に係る添付書類がそろわないと、書類審査が開始できないので、速やかに添付書類を送付するよう事業主を指導すること。

なお、一定期間経過しても事業主から添付書類が提出されない場合は、申請書を返戻する場合もあるので留意すること。

- ⑤ 納付計画申請日の属する月前2年間において廃止前基金令第三十三条の規定により算定された掛金を徴収していたことを証する書類又は整備等省令の規定により算出した率及びその算出の基礎となる事項を示した書類【現行の様式第4号その1と同様の様式指定予定】
- ⑥ 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類【現行の様式第4号その2と同様の様式指定予定】
- ⑦ 財産目録及び貸借対照表の作成日を解散する日とみなして算出した平成二十五年改正法第八条の規定に基づき計算された責任準備金に相当する額の総括表【現行の様式第3号と同様の様式指定予定】

エ 納付計画記載事項

- ① 清算が終了するまでの間における納付計画に基づく事務その他の清算に係る事務の執行に関する事項
 - i 清算人及び清算基金の職員の氏名並びに業務分担体制及び勤務体制
 - ii 清算基金の連絡先
- ② 納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法
- ③ 納付の猶予を受けようとする金額及び期間
- ④ 解散時に基金が納付する年金給付等積立金額
- ⑤ 納付計画を提出しようとする設立事業所の事業主のうち、自らが納付すべき責任準備金相当額を基金が納付すべき責任準備金相当額と併せて国に納付することが適切な場合における当該事業主が納付する責任準備金相当額（合計）

(2) 基金の設立事業所の事業主

ア 申請書の記載事項

- ① 基金名称、基金番号
- ② 設立事業所名称
- ③ 設立事業所所在地
- ④ 代表者氏名
- ⑤ 設立事業所を管轄する日本年金機構年金事務所（以下「管轄年金事務所」という。）
- ⑥ 管轄年金事務所が管理している事業所記号及び事業所番号
- ⑦ 添付書類の名称

イ 納付計画（猶予を受ける年ごとの納付計画）

ウ 添付書類

- ① 納付計画に記載された年ごとの金額の支払予定月及び金額【様式指定予定】
 - ・ 年単位で、年間支払額を記載する。
 - ・ 支払予定日は厚生年金保険料と同様に月末とする。
- ② 設立事業所の事業主の収支状況を示す書類
 - ・ 損益計算書等の事業主の収支状況が分かる資料を添付する。
- ③ 清算未了特定基金の同意書（清算未了特定基金のみ）
 - ・ 同意書には、平成二十五年改正法附則第 30 条第 7 項第 2 号の規定に基づく清算未了特定基金が猶予された額を納付することができないやむを得ない理由を記載する。【様式指定予定】
- ④ 清算未了特定基金が作成した、改正前厚生年金保険法附則第 34 条第 1 項に規定する納付計画書及び当該事業主が負担することとなっていた額が確認できる書類（清算未了特定基金のみ）
- ⑤ 清算未了特定基金が当該事業主から徴収した金額が確認できる書類（清算未了特定基金のみ）

エ 納付計画の記載事項

- ① 「企業年金制度等を実施する場合にあってはその概要」とは、実施しようとする企業年金制度等の掛金、給付設計及び償却期間を記載すること。
- ② 当該事業主が既に納付済の額（清算未了特定基金のみ）

オ 承認通知等の送付

当該納付計画が承認された場合は、納付計画の承認通知及び各設立事業所の事業主に係る責任準備金相当額の猶予期間及び猶予に係る額その他必要な事項が通知されることとなる。

なお、納付計画承認申請時に希望する場合は、当該通知を基金経由で送付することができる。

カ 責任準備金の確定に伴う納付計画の額の補正

基金及び設立事業所の事業主が納付する責任準備金相当額については、納付計画の承認申請時には確定していないため、財産目録の承認申請時に併せて、確定した基金及び設立事業所ごとの責任準備金相当額に基づく納付計画及び前記ウ①を再提出すること。

キ その他

10年以上の納付猶予を希望する場合は、納付計画の承認申請と同時に、納付計画の変更の申請をすることができるものであること。

この場合、申請書に平成二十五年改正法附則第十四条による申請を同時に行う旨を記載し、前記（2）に加え、10年以内で納付することができないやむを得ない理由、その根拠となる書類及び猶予期間15年（第4の認定を受けた基金の設立事業所については30年）以内の納付計画を添付して申請すること。

（3）納付計画の変更

設立事業所の事業主が納付計画を変更する場合は、納付計画の変更の申請後、申請内容の確認作業、第三者委員会の審議を経た上で承認されるため、一定期間を要することから、納付計画の変更が見込まれる場合は、早めに手続きをとる必要がある旨十分説明すること。

ア 提出場所

管轄年金事務所

イ 申請書記載事項

- ① 平成二十五年改正法附則第十四条第一項の規定に基づき関係書類を添えて申請する旨
- ② 納付計画の変更の内容及び理由
- ③ 添付書類の名称

ウ 変更後の納付計画

エ 添付書類

- ① 納付計画に記載された年ごとの金額の支払予定月及び金額【様式指定予定】
 - ・ 年単位で、年間支払額を記載する。
 - ・ 支払予定日は厚生年金保険料と同様に月末とする。
- ② 猶予された額を納付することができないやむを得ない理由の根拠を示す書類【様式指定予定】
- ③ 変更する納付計画が期限を経過するごとに増加する場合はその理由の根拠を示す書類【様式指定予定】

（4）納付計画の承認の取消し

納付計画の承認取り消された場合は、納付すべき金額のうち、すでに納付した額を除いた残額を一括で納付することが必要となること。

第4 平成二十五年改正法附則第十二条第八項及び第二十一条第七項の認定要件

廃止前基金令第三十三条の規定により算定された額の掛金については、財政運営基準第4の3及び第4の4に基づいて算定された掛金（「厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について（平成20年8月4日年発第0804001号）」第2又は「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について（平成21年7月10日年発0710第5号）」第2の規定に基づき掛金を算定した基金にあっては、当該規定に基づき規約に定めた掛金）とすること。

また、「年金たる給付の減額その他年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用をできる限り抑制していると認められること」とは、次に掲げる事項に2以上当てはまる場合又はこれと同等の措置と認められる場合は、これに該当するものであること。

- ① 給付水準の引下げ
- ② 加算型の場合で、選択一時金の停止
- ③ 代行型の場合で、代行部分に係る在職等による支給停止措置のプラスアルファ部分への適用

第5 その他

1 物納の取扱い

物納の取扱いについては、「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について（平成15年5月30日年企発第0530001号）」第3に準ずること。

2 国から脱退手当金又は脱退一時金が支給されている者の取扱い

国から脱退手当金又は脱退一時金を支給された者に対し、基金から老齢年金給付の支給を行っている場合、法令上脱退手当金又は脱退一時金を支給した者については、当該脱退手当金又は脱退一時金の計算の基礎となった期間は厚生年金の被保険者でなかったものとみなされるため、当該期間に係る代行相当給付については、解散の認可の日の属する月の翌月分から、国からの給付は行わないものであること。

3 解散の認可申請及び清算に係る手続等

解散の認可申請及び清算に係る手続等については、本通知に定めるもののほか、解散移行認可通知第1並びに解散等及び清算通知によるものであること。

(2)「厚生年金基金の解散及び移行認可について（平成9年3月31日年発第1682号）」の一部を改正する。

① 厚生年金基金解散・移行認可基準「第一 解散手続きに関する基準」二に（6）を追加する。

（6）退職給付義務の履行等

基金の解散・移行に当たり、母体企業が退職金規程等に基づく退職給付義務を履行することが必要であることについて周知等を図ること

② 厚生年金基金解散・移行認可基準「第二 解散時における法第八十五条の二に規定する責任準備金の確保に関する基準等」を「第二 解散時における平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金の確保に関する基準等」に改正し、次の基準を定める。

解散認可日において、当該基金の年金給付等積立金の額が、平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金を下らないこと。

③ 厚生年金基金解散・移行認可基準「第四 法附則第三十二条第一項の認可に係る手続きに関する基準」を「第四 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可に係る手続きに関する基準」に改正し、三を追加する。

三 責任準備金相当額の前納

（1） 改正前厚生年金保険法附則第三十二条第一項の認可を受けた基金は、改正前厚生年金保険法第四百四十五条第二項の認可若しくは平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第百十一条第二項の承認又は改正前確定給付企業年金法第百十二条第一項の認可前においても、政府が徴することとなる責任準備金相当額の全部又は一部を前納することができること。

（2） （1）により前納する額は、改正前厚生年金保険法第百三十条第一項から第三項までに規定する給付に充てるべき積立金の額から当該前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てるべき積立金の額を上回るものであることとする。また、（4）に該当する場合を除き、前納した責任準備金相当額については還付できないこと。

（3） 前納に係る手続きは次のとおりとする。

前納を希望する基金は、申出書に添付書類を添付して地方厚生（支）局を經由して、厚生労働省に提出すること。

ア 申出書の記載事項

- ① 平成二十五年改正法附則第十条の規定に基づき前納する旨
- ② 前納する金額
- ③ 将来返上認可年月日
- ④ 添付書類の名称

イ 添付書類

前納する金額を算出した根拠となる書類【様式指定予定】

（4） 前納額の還付

財産目録等の承認により責任準備金相当額が確定した時点で、前納金額が当該責任準備金相当額を上回る場合には、その差額について、厚生労働省から送付される還付請求書により還付手続きを行うこと。

財政運営に関する事項

(3)「厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)」の一部を改正する。

- ① 第八に規定する経過措置について、「一割」を「三割」(平成二十六年十月一日時点においてプラスアルファ水準が代行部分の三割程度を下回っている基金にあっては平成二十六年十月一日時点における当該水準、整備等省令に規定する解散計画又は代行返上計画を提出した基金にあっては一割とする)に改正する他、企業年金連合会関係の規定について技術的な改正を行う。

(4)「厚生年金基金の設立要件について(平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号)」の一部を改正する。

- ① 「厚生年金基金の設立認可について」のプラスアルファ水準に係る改正に伴う所要の改正を行う。
- ② 第二の四の(5)の①のウの方法により給付の額が計算される場合にあっては、第二の四の(5)の②に規定する予定利率について零を下回らないものとするができるものとし、同①に規定する再評価等に用いる率について、年金給付等積立金の運用実績を加え、指標は単年度では零を下回ることを許容し、通算で零以上とする。
- ③ 予定死亡率については、規約に定めるところにより、加入員等及びその遺族の実績及び予測に基づき合理的に定めたものとするができる。

(5)「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」の一部を改正する。

- ① 第三の四の最低責任準備金調整額を削除し、第三の五に規定する最低責任準備金について、原則として告示の改正概要のⅡの1. ②及び⑤の改正による計算方法は適用しないものとし、同③及び④による改正後のものとする。
- ② 第三の八に規定する財政検証について、以下の改正を行う。
 - 一 最低責任準備金の1.5倍(当該財政検証の基準日が平成25年度の末日の場合は1.05倍、平成26年度の末日の場合は1.1倍、平成27年度の末日の場合は1.2倍、平成28年度の末日の場合は1.3倍、平成29年度の末日の場合は1.4倍)を下回っていないかどうかについて検証することを追加する。
 - 二 解散計画又は代行返上計画を提出した基金にあっては、従来の財政検証に代えて、当該計画との乖離状況を検証することとする。
- ③ 第四の五の最低積立基準額及び最低責任準備金の確保の方法について、②の一に対応したものとする。
- ④ 解散計画及び代行返上計画(以下「解散計画等」という。)については、以下の要領により作成することとする。
 - 一 解散計画等の内容
 - 解散計画書又は代行返上計画書には、次に掲げる事項について記載すること。
 - ア 解散又は代行返上予定日及びスケジュール
 - 解散又は代行返上に向けたスケジュール及び解散又は代行返上を行う予定日を記載すること。
 - イ 積立目標

責任準備金、最低責任準備金又は最低積立基準額に対する積立目標を記載すること。

ウ 積立目標の達成のために必要な具体的措置

具体的措置については、①給付設計に関する事項、②適用に関する事項、③負担に関する事項、④業務に関する事項及び⑤その他ごとに改善措置の内容及び実施年月を記載すること。この場合において、当該具体的措置を実施すること及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とするが、基金及び設立母体の実情や、具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、それらの見込みについて記載することは差し支えないこと。

エ 措置に伴う財政の見通し

解散計画等の実施に伴う基金の財政の見通しを以下の要領に基づき作成すること。

- (ア) 最低責任準備金の予測に当たっては、厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りをを用いること。
- (イ) 基金の年金資産の見通しに用いる利回りは、基金の運用利回りの過去五事業年度の実績の平均、計画作成時における公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第二項に規定する予定利率及び予定死亡率の規定に基づく予定利率又は厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りのいずれか大きい率を上回らないこと。
- (ウ) 直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えないこと。
- (エ) 加入員数については、過去五事業年度の実績を用いて適切に見込むこと。

二 解散計画等の提出及び添付書類等

解散計画等の提出に当たっては、財政の将来見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添様式（解散計画等提出書）に代議員会の会議録及び別添様式（年金数理に関する確認）を添え、管轄の地方厚生（支）局長に提出すること。

三 解散計画等の基準

解散計画等の作成に当たっては、以下の基準を満たすものとする。

- ア 原則として、最低責任準備金、責任準備金又は最低積立基準額に対する積立水準が低下しないものであること。これにかかわらず、純資産額が最低責任準備金を下回っている基金においては、最低責任準備金に対する積立水準が低下しないか又は最低責任準備金から純資産額を控除した額が拡大しないこと。
- イ 原則として、標準報酬の総額に対する掛金の総額の比率が、解散計画等の作成前と比較して低下しないこと。

四 解散計画等の変更

たとえば、下記アからウに該当するなどにより、積立目標が達成することが困難と見込まれるに至った基金は、前記(1)から(3)に基づき解散計画等を新たに作成し、解散計画等の変更を行うこと。

ア 解散計画等における前提が、著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合

イ 解散計画等に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合

ウ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合

五 平成24年度末を基準日とする財政再計算を行う基金又は平成24年度末を基準日とする財政検証に抵触し、平成26年4月に掛金対応を行う必要がある基金については、解散計画等を提出することにより、財政再計算又は変更計算に係る掛金対応に代えて解散計画等を実施することができること。

- ⑤ 平成 24 年度末において純資産額が最低責任準備金を下回っている基金においては、解散計画等を作成しない場合、原則として、平成 26 年度以降における標準報酬総額に対する掛金の総額の比率は、平成 24 年度における当該比率を下回らないものとする。
- ⑥ 積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法について
積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法を、当分の間の措置とすること。
- ⑦ 存続基準に係る検証について
施行日から起算して5年を経過した日以降の財政検証においては、年金給付等積立金が、最低積立基準額又は最低責任準備金の1.5倍のうちいずれか小さい額を下回った場合は、積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法の例により、翌年度末までに当該下回る額を回復する措置を講ずること。
- ⑧ 業務委託先に所属していない年金数理人の継続的な財政診断について
平成 31 年 4 月 1 日時点において存続している基金については、第十三に定める継続的な財政診断を、年 1 回程度、業務委託先に所属していない年金数理人に行わせること。

(6)「厚生年金基金の業務報告書の様式について(平成10年10月14日企国発第30号)」の一部を改正する。

- ① 通知の別紙様式について、提出日の属する月の6月前の月末、5月前の月末、4月前の月末各時点における最低責任準備金及び純資産額を追加すること。
- ② 平成 31 年 4 月 1 日時点において存続している基金については、毎年3月末、6月末、9月末、12月末の各時点における母体企業の経営の状況に関する事項を厚生労働大臣に報告すること。

(7)「厚生年金基金に係る厚生年金保険法第七十八条の二に基づく厚生労働大臣の指定及び健全化計画の承認基準について(平成17年8月9日年発0809001号)」を廃止する。

確定給付企業年金及び確定拠出年金に関する事項

(8)「確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号)」の一部を改正する。

① 第一の三として、法第四条第五号に掲げる事項に係る変更のうち軽微な変更の内容を具体的に記載し、それらを届出による規約変更が可能とする。具体的には、以下の変更のうち給付の額の減額とはならないものについて届出とする。

ア 令第二十四条第一項第一号の加入者期間に応じて定めた額を増額する場合

イ 令第二十四条第一項に規定する以下のものを増加する場合

- ・ 第二号の給与の額その他これに類するもの
- ・ 第二号の加入者期間に応じて定めた率
- ・ 第三号の定額又は給与の額その他これに類するもの
- ・ 第三号の一定の割合

ウ 休職等(労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む。)期間中の者について、休職等期間の全部又は一部を給付の額の算定の基礎から控除する場合(当該期間を給付の額の算定の基礎から控除することに合理的な理由がある場合に限る。)又は給付の額の算定の基礎から控除していた休職等期間の全部又は一部を通算する場合

エ 実施事業所の増加に伴い、当該増加する実施事業所の加入者の給付の額の算定の基礎とする期間及び給与の額等を規定する場合

② 受託保証型確定給付企業年金の取扱に関する留意事項を定める。

ア 規則第四条第三項に規定する契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものとは、契約者価額が数理債務の額を下回らないもの又は規約の規定に基づき計算した場合に契約者価額が数理債務の額を下回らないものを指す。

イ 規則第六十五条ただし書の「数理債務の額に基づき合理的に計算した額」とは、数理債務の額又は数理債務の額に掛金徴収又は給付支給の遅延により又は契約者価額の計算と数理債務の計算における利息を付加する時期の差違によって生じる過不足(契約者価額の2%を下回るものに限る)を加減した額(当該加減した額が規則第五十五条の規定に基づき計算した最低積立基準額を下回らない場合に限る。)であること。

(9)「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)」の一部を改正する。

① 加入者の存在する受託保証型確定給付企業年金に係る提出書類の様式を追加する。

(10)「厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について(平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号)」の一部を改正する。

① 規約型確定給付企業年金へ移行する場合の申請書類に添付することとされていた「加入者となるものの数を示した書類」を不要とする。

② 「資産管理運用契約に関する書類」及び「業務委託に関する書類」について、契約者名等の一部の事項を除いて定められた書類をもって添付したものとみなすことができるものとする。

(11)「確定拠出年金の企業型年金規約に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）」の一部を改正する。

- ① 確定拠出年金法施行規則の改正に伴い、規約変更時に添付すべき書類の一覧について所要の整備を行う。

その他

(12) その他の通知について、所要の規定の整備を行う。

Ⅲ. 施行期日

平成二十六年四月一日から適用する。